

社会福祉士及び介護福祉士法等の 一部を改正する法律案について

平成 1 9 年 3 月
厚生労働省社会・援護局

目次

I	見直しの背景・ポイント	2
II	定義規定の見直し	3
III	義務規定の見直し ①介護福祉士	4
III	義務規定の見直し ②社会福祉士	5
IV	資格取得方法の見直し ①介護福祉士	6
IV	資格取得方法の見直し ②社会福祉士	10
V	社会福祉士の任用・活用の促進	12
VI	社会保障審議会福祉部会意見書(平成18年12月) における主な指摘への対応状況	13
[参考]	介護福祉士・社会福祉士制度の現状	15

I 見直しの背景・ポイント

見直しの背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。

利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正案のポイント

- 1 介護福祉士の「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

Ⅱ 定義規定の見直し

介護福祉士の定義規定の見直し

介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改める。(公布日施行)

改正案	現行
専門的知識・技術をもって、 <u>心身の状況に応じた介護</u> 等を行うことを業とする者	専門的知識・技術をもって、 <u>入浴、排せつ、食事その他の介護</u> 等を行うことを業とする者

社会福祉士の定義規定の見直し

社会福祉士の行う「相談援助」の例示として、他のサービス関係者との連絡・調整を行って、橋渡しを行うことを明確化する。(公布日施行)

改正案	現行
専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、 <u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うこと</u> (「相談援助」)を業とする者	専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(「相談援助」)を業とする者

Ⅲ 義務規定の見直し ①介護福祉士

「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「認知症等の心身の状況に応じた介護」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。(公布日施行)

改正案	現 行
<p>◆誠実義務 「その担当する者が<u>個人の尊厳を保持</u>し、その有する能力及び適性に応じ<u>自立した日常生活を営むことができるよう</u>、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。」</p> <p>◆信用失墜行為の禁止</p> <p>◆秘密保持義務</p> <p>◆連携 「その担当する者に、<u>認知症であること等の心身の状況その他の状況に応じて</u>、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、<u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>」</p> <p>◆資質向上の責務 「介護を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適應するため、介護等に関する<u>知識及び技能の向上</u>に努めなければならない。」</p> <p>◆名称の使用制限</p>	<p>◆信用失墜行為の禁止</p> <p>◆秘密保持義務</p> <p>◆連携 「<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。</u>」</p> <p>◆名称の使用制限</p>

Ⅲ 義務規定の見直し ②社会福祉士

「個人の尊厳の保持」、「自立支援」、「地域に即した創意と工夫」、「他のサービス関係者との連携」、「資格取得後の自己研さん」等について、新たに規定する。
(公布日施行)

改正案	現 行
<p>◆<u>誠実義務</u> 「その担当する者が<u>個人の尊厳を保持</u>し、その有する能力及び適性に<u>応じ自立した日常生活を営むことができるよう</u>、常にその者の立場に<u>立って、誠実にその業務を行わなければならない。</u>」</p> <p>◆信用失墜行為の禁止</p> <p>◆秘密保持義務</p> <p>◆連携 「その担当する者に、福祉サービス及びこれに関連する保健医療サービスその他のサービスが総合的かつ適切に提供されるよう、<u>地域に即した創意と工夫を行いつつ</u>、<u>福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携を保たなければならない。</u>」</p> <p>◆<u>資質向上の責務</u> 「社会福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、相談援助に関する<u>知識及び技能の向上</u>に努めなければならない。」</p> <p>◆名称の使用制限</p>	<p>◆信用失墜行為の禁止</p> <p>◆秘密保持義務</p> <p>◆連携 「<u>医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。</u>」</p> <p>◆名称の使用制限</p>